慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	問屋と仲買：江戸材木商（社会経済史資料紹介）
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1946
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.39, No.3 (1946. 9) ,p.216(42)- 231(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19460901-0042
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19460901-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

問屋と仲買
——江戸材木商
（社會經濟史資料紹介）

野村兼太郎

一

問屋と仲買との關係は恐らく商品に依つていろいろ違つた問題をもつことと思ふ。しかしここでは、前號に引續いて江戸の材木問屋と材木仲買との關係についてのみ少しく述べてみたいと思ふ。

問屋と仲買との間に一定の商品の配給關係が成立すれば、それ以外の途を通つて商品が消費者の手に渡ることは相互にとつて好ましくない。しかしこのルートは双方共一定率以上の利潤を得られないから、兎もすればもつと多くの利潤を得るために、問屋は直接消費者と、仲買は直接生産者と直取引を行ひたがるものである。このことは何も材木商のみに限つたわけではなかつた。米穀商の場合の如きも嚴重に仲間同志取締りをやつてゐたのである。材木問屋といつても、いくつかの問屋の組合があつた。川邊壹番組古問屋といふのが最も勢力があつたやうである。二番組・三番組・四番組とあり、飛んで五拾八番組といふのがある。五番から五拾七番まで組があつたのかどうか朱だ明かにし得ない。その外深川木場組、本八丁堀川邊壹番組といふのがあり、それは壹番組古問屋とは別派をなしてゐた。小網町壹番組も別になつてゐたが、以上は要するに店舗の地域別に依つてそれぞれ組を作つてゐたのであらう。それとは別に熊野の材木だけを取扱ふ熊野問屋なるものがあつた。この熊野問屋は熊野産材木の專賣權を得てゐたのであらうが、同時に一般の材木をも販賣し得たものの如く、板材木問屋熊野問屋と併稱してゐた。竹越與三郎氏が「日本經濟史」第五卷に問屋再興議及び問屋沿革小誌に據つて作成された江戸問屋一覽表にもこの外に新しいものは見當らない。

熊野問屋が特殊の專賣權をもつてゐたことは、安永五年十二月の次ぎの記事に依つて知ることが出來る。

「　覺

一申十一月熊野ゟ申來り候間、此節熊野問屋ノ外問屋へ熊野荷物多相見へ申候ニ付、近比熊野問屋甚不景氣ニ相成、依之熊野問屋外ニて熊野荷物御買被下間敷由、若御心得違ニて御買被成候ハヽ、問屋申合、了簡有之候樣、以廻狀申來り候、……」

問屋にとつては、仲買が勝手に商品を他の者——問屋仲間以外の者から購入することが最も困ることである。ところがすべての材木問屋が何れかの仲間に加入してゐれば、問題は少ないが、江戸時代の株仲間にあつては、アウ

トサイダアが相當多い。そこで株仲間へ加入すれば、直ちにこれを仲買仲間に通達し、取引するやうに勸奬する。

「　覺

一深川堀川町　柏屋治兵衛殿

右之仁此度川邊壹番組古問屋江加入被致候間、以後賣買可被成候、尤九ヶ所組合帳面へ相寫、惣仲間中へ書付を以、觸流し出し候事

亥二月廿日（安永八年）　」

定

現金

月　日

川邊　竹木問屋

しかしこの新加入や脱退が相當あるために、時に仲買の方で知らずして仲間外の者と取引をすることもあつたらうし、又時には故意になすこともあつたらう。そこで問屋側ではこれを防ぐために、安永六年三月十日に下記のやうな張り札を店頭に出したいといつて來た。

即ち「是を目印ニて御買可被下候、右之札無之所へ問屋ニ而ハ無之候間、御買被成候事御無用ニ被成可被下候」とのことであつた。

仲買仲間でも目印を出すことには、別に異儀はない。ただ現金といふ札を懸けるのは仲買を見くびつた致方だといふので拒絶してゐる。ここにこの通知を出した問屋仲間は川邊竹木問屋とあつて、川邊古問屋仲間ではない。記錄には末組とあるが、恐らく本八丁堀川邊壹番組か、小網町壹番組かであらう。仲買仲間は古問屋でも現金などといふことを掲示してゐないといつて抗議を申立ててゐる。事實又それは當時の商慣習とも反するものであつた。この結果どうなつたかは不明であるが、恐らく問屋仲間たることを明示するに止まつたのであらう。

當時支拂ひの期日は必ずしも確定してゐたわけではないが、毎月十四日及び晦日の二回拂が最も普通であつたのであらう。しかし一般に必ずしも嚴重に履行してゐたわけではなく、懸代金の滯る者は決して少なくなかつた。このことは次ぎの通達に依つても推察することが出來る。

「　口上書を以御通達申候

一近年山方前金ニ付、一同金子不廻ニ御座候間、賣代金之儀五節句相殘り候御方江者御皆濟被下候迄、荷物御斷申候、別而取廻荷物之儀は毎月十四日・晦日御皆濟可被下候、萬一破銀たり共相殘り候御方江者是亦御斷申候、右之段御仲間幷御觸下迄御通達可被下候、以上

卯九月（天明三年）　板材木問屋　熊野問屋組合ゟ」

取廻荷物とは處分整理荷物のことか、その意味を未だ明かにし得ない。破銀は端銀で、はした分を殘してゐる場

合をいふ。懸賣には兎角滯りが多いので、前述のやうに現金取引を希望したのであらうが、當時としては勿論甚だ無理であつた。

かく問屋仲間以外の問屋から仲間が購入することは、かなり防止にも困難であり、購入者側のいひぬけも容易に出來るために、問屋側でも相當苦心したらしい。又商品の種類に依つて問屋組合相互に違法なことが行なはれたらしい。前述の熊野材木が熊野問屋以外で賣買されるやうなことが、その他のものについても起つた。例へば

「一札之事

一本角樽木之類、私共組合問屋幷ニ木場問屋組合、右之外問屋河岸手前置場にて商賣仕候間屋無御座候間、御心得違無之樣御觸下迄御觸流し可被下候、以上

天明元丑年壬五月

板材木問屋
熊野問屋組合行事」

木場問屋と熊野問屋以外の者は本角樽木をその各自の材木置場で販賣することを禁ぜられてゐたのであらう。しかし問屋にとつて最も大なる打撃は仲買が直接產地側と直取引をすることであつたらう。これを直受けといふ。又產地から材木を輸送して來るのを、出かけていつて途中で買ふことを出買といふ。これら直受・出買を禁止するやう問屋側から通達したものに、天明四年二月の記錄がある。

「覺

一都而荷主ゟ直受幷出買之儀前ゟ無之事（ニ）御座候處、近頃ハ筏物出買有之候御方も御座候由及承候間、右樣之儀無之樣致度候、已來若直受幷出買等被成候御方見受候得者、無據問屋仕法取斗候ニ付、爲念此段御通達申入候、右之段御仲ケ間方幷御觸下へも早ゝ御通達可被下候、以上

辰二月　古問屋行司」

實際に訴訟になつた例もなく、又右の問屋仕法なるものも不明であるが、恐らく取引停止ぐらゐのところではなかつたらうか。從つて相當違犯者もあつたことであらう。

かかる仲間規定に外れた取引が、頻繁に行なはれることを防止するためには、取引の細則を定め、お互にこれを嚴守する必要がある。このことは仲買側にとつても必要なことなので、寛政四年十月十三日に五ケ所・佐久間町・七ケ所・九ケ所、各仲買仲間が問屋仲間と相談して、次ぎのやうな規約を設けた。

「覺

一送り狀取廻り之儀、是まて段々猥りに相成候ニ付、此段相改メ、明十四日ゟ左之通り、

一舟荷物・挽物筏・角丸太筏上ハ木類共問屋之河岸へ無（不脫）口候上ニて取廻り可致候、尤送り狀無之候共、問屋之河

岸へ荷物付候上へ取廻り可被成候事、
一都而はしけ荷物之儀ハ、其問屋之河岸へはしけ相付候上ニて取廻り可致候事、
一筏荷物取廻りニ當り候御方ハ、問屋ニて荷物水揚候而荷物移送り可申候事、
一取廻り刻限之儀ハ朝五つ時ゟ暮六つ時限りニ御座候事、
一千住口・行徳口・新川邊出買之儀ハ決而御無用被成可下候事」

要するに問屋河岸以外の所で取引をしないことといふのであるが、勿論かかる生ぬるい手段を以つて、出買又は直受が根絶し得たとは思はれない。

二

仲買側の直受・出買に對して、問屋側の素人賣がある。これが仲買仲間にとつて如何に迷惑であつたかは、前號に紹介した仲買仲間の規約に依つても十分推察出來ることである。從つてこれに關する仲間同志の契約相談、幷びに違犯の實例はかなり多く記載されてゐる。以下その各々について二三例示して置かう。

安永八年三月には次ぎの如く定めた。

「　定

一此度九ヶ所仲間一同ニ申合、諸問屋衆中近年見たりニ素人賣被致候仁有之由承り候、仲間中一同ニ商賣すいひ相成候間、見當次第ニ問屋組合行事へ相屆ケ置、其組年番元江相屆ケ、組合一同評義之上取極メ可致候、右之趣相極メ可申候ゟ、右之通り九ヶ所一同相定相極メ候上へ、萬一出入ニ及、入用等も相掛り候へハ、九ヶ所一同ニ割合差出し可申候、以上」

この申合せをしてから一年半ばかり經つた後に、本所五つ目の江嶋初兵衛といふ問屋が素人賣をして、三つ目組合の增田屋文助・いせや善治郎に發見された事件がある。その處罰方法をみると、「右之譯ケ合相濟不申候内へ、賣買一切致間舗候」とあつて、取引停止である。多くの場合仲裁人が立ち詫びを入れて、一件の片がつくのであるが、時には訴訟沙汰になることもある。その代表的な例は天明四年四月の一件である。問屋が大工に材木を賣つて仲買に發見され、後になつて一種の名題貸の形式で誤魔化さうとして、終に訴訟となつたものである。その經過を記した記錄が殘つてゐる。

「　覺

一辰ノ四月廿四日三つ目增田屋文助方へ、赤城下大工藤治郎と申もの、材木入用之由ニて段々直段懸合、夫々鳥

渡五つ目遂迄用事有之候由ニて参り、又ゝ歸りニ増田屋文助殿方へ立寄、先程之材木之儀ハ五つ目ニて買取候間、其元之材木ハ止メニ致度由申候ニ付、増田屋ニて申候ハヽ、夫ハ又何方ニて御買候哉之旨相尋候へハ、いせや吉兵衛殿と申材木やニて買申候、則金子も相渡候、受取も有之候と、書付取出し相見セ候ニ付、増田屋ゟ五つ目いせや吉兵衛方へ参り、素人賣被致候段相尋申候へハ、段々あやまり入候所へ、かさい屋伊三郎殿・上總屋源七殿共所へ参り合せ、何れニも右賣申候材木、私共兩人へ御預ケ被下候旨、達而相頼被申候ニ付、右兩人之衆へ預ケ置候所、五つ目吉兵衛家主其外兩三人袴ニて段々あやまりニ被参候へ共、早速ニ難相濟候旨申聞置候所、其翌朝増田屋之前ヲ似合ケ間敷筏乗り参候ニ付、其筏ハ何方之筏ニて、何れ江参り候と相尋候へハヽ、上總屋之筏ニて淺草へ参り申候と之事故、其まゝ差遣し、夫ゟ上總屋・かさいやへ参り相尋候へハヽ、成程筏預り申候へ共、あまり先方ゟ催促ニ御座候ニ付、遣し申候へ共、能ゝ吉兵衛ニ承候へハヽ、素人賣ニも無之、赤城下改代町仲間いせや喜平次と申すものニ賣候由申候ニ付、左候而ハ素人賣ニも無之被存、差遣し申候由、増田屋方ニ而ハ夫ニ而ハ相濟不申、何れ評議ニ及可申段申、歸り候へハヽ、又ゝ上總屋・かさいや兩人之衆増田屋へ被参候而、段々訴訟之致候へ共、承知不致候而、夫ゟ赤城下いせや喜平治方へ、三つ目増田屋手代・いせや善治郎殿手代・龜や茂兵衛殿手代参り相尋候へハヽ、成程其儀ハ今朝五つ目問屋衆被参候而、其れ其元買候分ニ致呉候様、達而相頼申候ニ付、無是悲判取へ判ヲ押、差遣候由申候ニ付、段ゝ右之趣五つ目へ懸ケ合候へハヽ、何れ素人賣ニハ無之、いせや喜平治へ賣候ニハ相違無之候之旨申候ニ付、又ゝ赤城下へ参り、懸ケ合申候へハヽ、成程被頼候而判ヲ押候へ共、判ヲ押候上ハ、此方へ買候ニ相違無之由、何方ニ而も申さねハ相成不申候と申候ニ付、其まゝ差置候而、九ケ所組合伊丹屋平吉方へ五月七日ニ寄合相談ニ及、何れ當人いせや吉兵衛ハ不及申ニ、かさいや・上總屋之取扱も悪敷事故、右三人共ニ買留メ致候相談ニ相極り、夫ゟ七ケ所年番濱町へ申談候所、右濱町年番仲間へ相談なしニ、五つ目へ相渡り、仲人ニ相成申候所、此方組合ニ而ハ、彌得心不致候、夫ゟ濱町ニ而も七ケ所寄合致、段ゝと中人ニて訴訟被致候へ共、五つ目素人賣之儀ハ度ゝ之事故、得心不致候へハヽ、濱町も仕方無之、五つ目へ斷申候ニ付、吉兵衛儀もケ様ニ七ケ所ニ而も御世話被下候ニ、得心無之候而ハ、手前ハ致方も無之候へ共、かさい屋・上總屋迄買留ニ而ハ、兩人之衆へ相立不申候間、此上ハ御公訴ニ致候趣ニて、増田屋文助殿預ケ参り、五月廿六日ニ山村信濃守様御番所へ御訴訟申上候へハヽ、六月三日ニ文助殿方へ御裏書相附キ申候、夫ゟ又ゝいせや善治郎殿相行事ニて、文助殿御公訴ニ可及段被申候へハヽ、善治郎殿差留置候所、其内ニ先方ゟ増田やへ相懸り申候ニ付、善治郎殿・文助殿へ相立難由ニて、赤城下喜平治ヲ相手取、手代三人證據人ニて御裏書相附ケ候へハヽ、双方御白洲ニて御吟味御座候所、相分り不申候へ共、五つ目・赤城下ハ殊之外首尾悪敷候而、御しかりニて相歸り申候、夫ゟ兩三度も被召出候而、其上御吟味へ相下り、帳面吟味ニ相成候所、是ニ而も譯り不申、度ゝ之御吟味ニて九月廿八日御内濟ニ相成、尤五つ目三人之衆並ニ七ケ所年番元判證文ヲ取、相濟申候、七ケ所判之儀ハ直ニ相歸シ申候…」

この訴訟がどういふ條件で内濟になつたかは、その記錄がないので明かでない。ただ上揭の記錄に依つて二つの重要なことを知り得る。一つは問屋仲間の規定違反の責任は單に違反者の個人的責任に止まり、その仲間組合とは何ら關係のないことである。問屋仲間は仲買仲間に對して素人賣をしないと約束した。しかし仲間の一人の問屋がそれを無視しても問屋仲間がこれを處罰しないばかりでなく、仲間全體としては何ら責任を問はれてゐない。仲買仲間も單に違反者に對して報復するだけに止めてゐる。その點においては甚だ個人的であつたといへる。

今一つは買留め、即ち取引停止が處罰方法として相當有效なものであつたといふことである。アウトサイダーもあり、仲買仲間の方に意見の分裂もあつたやうに思はれるこの事件において、先づ公訴にもつていつたのは、買留めをされた問屋側であつた。大體當時の訴訟は多く費用倒れで、原被兩造にとつて大して利益のあるものではなかつた。今この一件に關する仲買側の費用をみると、壹ケ所割當（ケ所割については前號參照）集會費金壹兩貳分と銀拾匁六分、錢壹貫四百貳十七文、七月晦日までの御番所入用、即ち訴訟費金壹兩と銀拾匁八分、八月以降の分金三兩と銀拾四匁四分八厘となつてゐる。これは九ケ所組合のうち當事者たる三つ目組合を除いた他の八ケ所の割宛であるから、全費用はこの八倍に三つ目組合負擔の分を加へたものである。三つ目組合の分は「三つ目ニて一件內〻大用之分」金貳拾五兩貳分の半額拾貳兩三分を負擔してゐるため、他のケ所よりも拾兩あまり多くなるのである。全體では六拾貳兩餘の費用を要したのである。それは決して少い費用ではなかつた。

かうまでしても、なほ素人賣の後をたたなかつた。寬政二年三月には次ぎのやうな相談さへしてゐる。

「一近比問屋素人賣之儀、殊之外猥ニ相成、ケ樣成行候而者仲買衰微ニ可相成候ニ付、七ケ所縣合相談致度趣、七ケ所、佐久間町、九ケ所、本所之衆中江被致內談候ニ付、年番元町江被申入候ニ付、本郷元町年番ゟ七ケ所年番佐久間町行事衆江右之趣及懸合候、則三月廿四日七ケ所・九ケ所打込ミ、兩國三河屋善右衞門方ニおいて、壹ケ所より行事貳人つゝ惣出致、及評儀ニ、問屋方江以來急度素人賣致間敷旨、堅く申入、古來仕法帳ケ條書いたし可相渡趣、相談一決仕候ニ付、問屋行事衆相招、仕法書並ニ七ケ所・九ケ所仲ケ間付人數書相認、爲取替可致段、是又相談相極申候」

古來よりの仕法書が如何なるものであつたか明かでないが、兎に角彼らが素人賣に對して異常の決心を以つて當らんとしたことは窺知し得る。しかも續いて同じ月の廿八日には川邊壹番組古問屋行事、同貳番組問屋行事、小網町壹番組問屋、三番組・四番組・五拾八番組三組問屋行事を前揭の三河屋に招き仕法書を渡し、同意を求めた。當日缺席の板問屋・熊野問屋に對してはその年番へ使者を以つて仕法書を送達してゐる。かく嚴重に取締らんとしても、なほ根絶し得なかつたが如く、現に同じ年の八月にも次ぎのやうな事件があつた。

「一深川平野町下總屋重五郎殿前、川嶋相通り候節、本所一つ目大工長兵郎殿、下總屋重　五　殿見世ニ而材木相談致罷在候ゟ見屆ケ候ニ付、重五郎殿江立寄、相咎メ候得者、出見世之名前ニ而賣候由と被申候ニ付、借シ名前

ハ相成不申候由、此儀仲ケ間評儀ニ及候由相斷、夫〻本所・深川五ケ所評儀致候上、既ニ年番迄出し可申候處、上總屋治左衞門殿達而此儀内分ニ致呉候樣、度〻唍ニ被參候ニ付、右五ケ所相談之上、内分ニ致、相濟申候、以上」

三

最後に寛政六年八月に川邊古問屋一番組と仲買仲間との間に起つた紛爭を紹介してこの稿を終らう。事件は千住在の八人の材木屋が久世丹後守役所に恐らく願ひ出たのであらうが、その命に依り仲買問屋たることを認められ、古問屋壹番組がこれを承認したといふ簡單なことである。その際古問屋壹番組が仲買仲間に何らの挨拶をしなかつたといふのが問題の起りである。

「一千住仲買問屋と名附八人、川邊壹番組ニ而承知之上、久世丹後守樣御役所ニ而被爲仰附、右一件古問屋壹番組斗承知仕、仲買江ハ一向ニ挨拶無之、御請仕、印形差上申候、右躰ニ相成候而ハ仲買一躰ニ渡世差さわりニ相成、難澁致候ニ付、七月十八日八丁堀石河岸伊勢屋伊兵衞方ニおゐて、大行事三拾間堀、五ケ所・七ケ所・九ケ所打込、九ケ所ニて壹ケ所壹人つゝ罷出、打込寄合相談致、壹番組致方甚不宜候ニ付、大行事ゟ御公訴ニ及可及趣、一躰ニ相賴、五ケ所・七ケ所・九ケ所共、壹ケ所ニ壹人つゝ、仲間相談ニ相背間敷由之印形、大行事江差出し申候」

久世丹後守廣氏はその當時の勘定奉行である。千住が御府内の外であるのでその管轄に屬したのであらうが、仲買仲間の設立にからした役所の認可を必要としたことを示すものであり、又役所もその關係組合に諮問して後、これを許可する慣例であつたのであらう。しかし何故材木仲買組合の方に何ら諮問しなかつたのか解らない。しかしすでに公認されたものを如何に文句をつけたところで致方がない。問題は古問屋壹番組にある。

「一右一件古問屋致方甚惡敷有之ニ付、此段御公訴ニ及可及段、相談相極り候へ共、御上ゟ被仰附候事、又〻願出候儀も、奉恐入候間、此儀ハ御見合、何れニ茂一番組仲買有が無しニ致、甚ふ埒之事、此上末〻不賴母敷候ニ付、是ゟ古問屋と破談致、是迄ハ兩度之參會ニ蒸籠壹荷つゝ持參候而見廻ニ被參、此方ゟも掛合事申遣し、古問屋ゟも掛ケ合事申來り候所、最早不賴母敷事ニ候間、兩度之參會御見廻も御無用、此方ゟ掛ケ合事も申遣間敷候、共御組ゟも御掛ケ合事ニ及不申、乍併取引之儀ハ、思召次第、先是ゟハ破談致候趣、大行事衆ゟ書付ヲ以、古問屋行事衆へ御斷被申候」

破談とは何か。社交的なことは止めるが、商取引は勝手だといふのでは實際的效果が薄い。どうしても取引停止

まで行かなければどうにもならない。

「一右一件ニ付、川邊壹番組古問屋、此度破談ニ相成候ニ付、申合ニ而は無之候へ共、破談致候上ハ、取引之儀も惣仲間江遠慮致、相濟候迄ハ先取引遠慮可致趣、八月朔日ゟ一決致候」

取引停止は仲買側も相手が主たる問屋仲間であるだけ不便が多いが、古問屋の方の打撃も少くない。假令アウトサイダーや素人に直賣りするにしても、それらは僅かなものであつたらう。從つて板材木問屋熊野問屋の株と川邊壹番組古問屋の株と兩方所持してゐた者の如きは、古問屋組を斷つて、板材木問屋熊野問屋として取引をしたひと仲買の方へ申込んでゐる。卽ち錢砲洲の那賀屋三郎兵衞・向井屋重兵衞・紀伊國屋清八・伊賀屋・靈岸嶋の泉屋七郎兵衞・鹿嶋屋・榊原屋德右衞門・深川平野町の上總屋清右衞門・下總屋十五郎の九名である。他方仲買の方でも秘かに古問屋と取引する者があることを恐れて、嚴重に誓書を取替し、「千住一件ニ付仲間相談相背候者有之候ハゞ、仲間相除キ可申候」と結束を堅くした。又「諸入用何程相掛り候共、割合之通、無異儀差出可申候」といふ一札も入れてゐる。

紛爭は八・九・十と三ケ月續いた。その間何回となく會合してゐたことはいふまでもない。結局十一月になつて左の如くにして妥協した。

「一千住一件之義、度々八丁堀いせ屋伊兵衞方江參會致候上、勿論七ケ所・九ケ所共、行事其組壹ケ所ニ貳人宛罷出候、數度々寄合ニて古問屋行事衆へ相掛候所、川邊貳番組ニて中州屋八右衞門殿仲人ニ相定、千住材木屋之儀ハちゝぶゟ出候荷物斗賣遣、其外余國ゟ出候荷物等ハ決（て）問屋ニて賣買致不申候樣ニて一決致、依之千住一件之儀は一同承知之上、川邊古問屋一番組と和談ニ相成、是迄之通り相互ニ心安致、取引致候樣相極り申候、一川邊古問屋一番組仲直り、兩國京屋平八方ニて、五ケ所にて壹ケ所ゟ貳人つゝ、七ケ所ニて壹ケ所ゟ貳人つゝ、九ケ所ニて壹ケ所ゟ貳人つゝ罷出、每々之通り仲直り相濟、古問屋にて惣振舞致候事、仲買組合五ケ所・七ケ所・九ケ所ニて金五兩土産ニ差出し候事」

この紛爭には經濟的原因と體面的原因とがあり、結局仲買仲間の勝利の如くみえるが、實際問題として秩父産の品だけを賣るといふことが嚴重に取締り得るかどうか疑問である。そのためかどうか原因は不明であるが、このことのあつた寬政六年から三十二年後の文政九年にも一騷動あつたらしく、終に翌十年五月に南町奉行筒井伊賀守から、「千住八人筏宿之者共」、「子息又は身寄之者共ヲ以、御府內仲買仲間へ加入」さすべき旨を命ぜられ、問題を解決したやうである。要するにこれも江戸の擴張に從つて生じた一つの問題であつたのであらう。

（昭和三十一年七月三十一日稿）